

第6期計画(平成27年度～29年度)

介護保険料のお知らせ

お問い合わせ 健康推進課 ☎42-2275 内線249・250

このたび、「第6期松前町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(計画期間：平成27年度～平成29年度)を策定したことに伴い、介護保険料が決定しました。

当町の介護保険事業では、高齢者がいきいきと生活できるよう、各種介護サービスを提供することにより、ご本人やご家族の負担が軽減されるよう取り組んできました。

今後、3年間の介護保険事業の各種制度改正や、介護サービスに係る介護給付費の見込み額を、介護サービス利用量の増加や2.27%減の介護報酬改

定等を含め検討した結果、65歳以上の第1号被保険者が負担する保険料の必要な額は、被保険者ひとりあたり年額63,000円(月額5,250円)が必要となります。

保険料を設定するにあたっては、急激な負担増を緩和するために、松前町介護給付費準備基金(平成27年3月末の見込み残高約4,200万円)を3年間で全額取り崩すこととし、**保険料基準額を年額57,600円(月額4,800円)**と算定しました。

対象者(段階)別の保険料は、次のページをご覧ください。

高齢化率の推移

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
38.5%	39.9%	41.2%	42.1%	43.0%	43.9%

※平成27年度以降は、推計

要介護(要支援)認定者数の推移

各年度10月1日現在、第2号被保険者含む

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
741人	737人	714人	719人	717人	713人

※平成27年度以降は、推計

高齢者に占める要介護認定者の割合(出現率)の推移

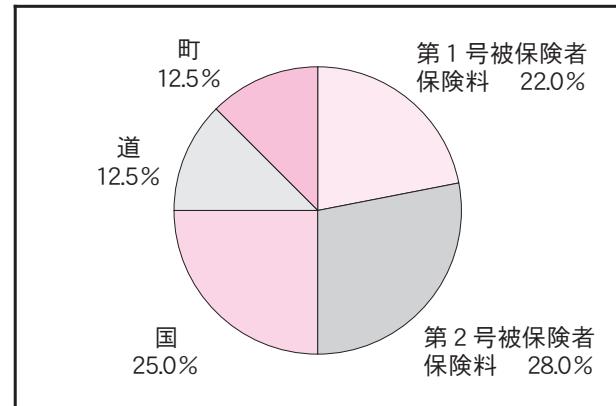
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
21.6%	21.4%	20.6%	20.7%	20.7%	20.9%

※平成27年度以降は、推計

介護サービスに係る費用の推移

平成24年度	8億253万1千円
平成25年度	8億4,079万9千円
平成26年度	(見込) 8億9,343万0千円
平成27年度	(推計) 9億5,427万5千円
平成28年度	(推計) 9億9,458万1千円
平成29年度	(推計) 10億4,973万6千円

介護保険の負担割合



介護保険料が変わります

平成27年度から平成29年度までの介護保険料の基準額（第5段階）を3,800円から4,800円に改定しました。

段階	対象者	負担割合	新保険料の額	旧保険料の段階と保険料の額		差額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が町民税非課税で公的年金等収入と合計所得金額が80万円以下の方	基準額 \times 0.50	月額 2,400円 年額 28,800円	第1段階	月額 1,900円 年額 22,800円	月額 500円 年額 6,000円
				第2段階	月額 1,900円 年額 22,800円	
第2段階	世帯全員が町民税非課税で公的年金等収入と合計所得金額が80万円を超える方	基準額 \times 0.75	月額 3,600円 年額 43,200円	第3段階 (特例)	月額 2,400円 年額 28,800円	月額 1,200円 年額 14,400円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で公的年金等収入と合計所得金額が120万円を超える方	基準額 \times 0.75	月額 3,600円 年額 43,200円	第3段階	月額 2,850円 年額 34,200円	月額 750円 年額 9,000円
第4段階	世帯の中に町民税課税者が居るが、本人が町民税非課税で公的年金等収入と合計所得金額が80万円以下の方	基準額 \times 0.90	月額 4,320円 年額 51,840円	第4段階 (特例)	月額 3,500円 年額 42,000円	月額 820円 年額 9,840円
第5段階	世帯の中に町民税課税者が居るが、本人が町民税非課税で公的年金等収入と合計所得金額が80万円を超える方	基準額	月額 4,800円 年額 57,600円	第4段階	月額 3,800円 年額 45,600円	月額 1,000円 年額 12,000円
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が80万円を超える、120万円未満の方	基準額 \times 1.20	月額 5,760円 年額 69,120円	第5段階	月額 4,750円 年額 57,000円	月額 1,010円 年額 12,120円
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上、190万円未満の方	基準額 \times 1.30	月額 6,240円 年額 74,880円			月額 1,490円 年額 17,880円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が190万円以上、290万円未満の方	基準額 \times 1.50	月額 7,200円 年額 86,400円	第6段階	月額 5,700円 年額 68,400円	月額 1,500円 年額 18,000円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が290万円以上の方	基準額 \times 1.70	月額 8,160円 年額 97,920円			月額 2,460円 年額 29,520円

- ・今年度の介護保険料の額は7月上旬に65歳以上の対象者の皆さんにお知らせいたします。
- ・特別徴収（年金からの天引きになっている方）につきましては、10月分以降の天引きで保険料が調整されます。
- ・普通徴収（納付書で納める方）の介護保険料は、北洋銀行、江差信金、各郵便局からの口座振替が利用できます。